

漁業法第 31 条の規定による漁獲量等の公表について
(千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等)

漁業法第 31 条の規定により、知事管理区分「千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等*」の漁獲量等を公表します。

令和 8 年 2 月 9 日

千葉県知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等*」

*千葉県資源管理方針八 4 (2)オからクまでに規定する知事管理区分

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和 8 年 2 月 2 日現在)

約 70 パーセント (A / B)

漁獲量 (A): 27.9 トン (概数)
漁獲可能量 (B): 39.8 トン
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間)